

■ Article (vol. 28) ■

「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」【閣議決定】について

日税連規制改革対策特別委員会副委員長 宮川雅夫

● 閣議決定の内容

政府は、本年 3 月 31 日に、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」を閣議決定した。

この内、「法務・資格」分野については、(1)資格者法人の設立要件の緩和、(2)業務範囲の見直し、(3)ADR法の「弁護士助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底、(4)法曹人口の拡大等、(5)民法（債権法）の改正について、(6)会社法の継続的見直しについて、(7)その他 の 7 項目に言及している。

今般の閣議決定は、昨年 12 月 22 日に規制改革会議が公表した「規制改革推進のための第 3 次答申－規制の集中改革プログラム－」(以下「第 3 次答申」という。)をベースにしている。

以下、税理士制度に関連のあるポイントを概観する。

● 資格制度全般の問題意識

第 3 次答申は、資格制度全般に対して、「時代の要請に応じた専門的かつ総合的なサービスを国民に提供するため、従来からの資格者個人を中心とする業務形態からの転換も視野にいたした制度の見直しが必要である。」との問題意識を示していた。

特に業務独占資格については、「業務の独占」「合格者の事実上の制限」「受験資格要件」等の規制による新規参入抑制、及び、市場における競争が制限される環境等により、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害されるおそれがあると指摘している。

このため、独占業務の範囲を可能な限り限定するとともに、資格者の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図る必要があるとしている。

このような認識の下、各資格制度の所管官庁は、所管する資格制度が健全に発展するように常に資格者団体や資格者の支援を行う一方、単に現行制度の維持や資格者の既得権益の保護に腐心するような弊害を排し、実際にサービスの向上が図られるよう資格制度の見直しを推進するべきであると記述していた。

今般の閣議決定にあたっても、この基本的問題意識は変更されていない。

以下に、昨年来、日税連において集中的に議論した「資格者法人の設立要件の緩和」について、閣議決定がどのような結論を示したのかを解説する。

●資格者法人の設立要件緩和

このテーマは、規制改革会議が昨年 7 月 2 日に公表した「中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起」（以下、「中間とりまとめ」という。）において提起された論点である。

第 3 次答申は、資格者法人の数を増加させる観点から、「資格者法人の設立要件の緩和を行い、個人事務所を中心とする業務形態だけではなく、事務所の法人化や大規模化も容易に選択できるようにする中で、資格者が提供するサービスの専門化・高度化、ワンストップサービス化など、ビジネスモデルの近代化により国民の利便性を向上させていく必要があると考えられる。」と記述し、具体的には、①資格者法人の一人法人制度の創設、②資格者法人社員の無限連帯責任の見直し、③資格者法人の社員資格の拡大を求めている。

今般の閣議決定も、具体的な提言は、第 3 次答申と同様である。

以下に、各論ごとの論点を紹介しておく。

【一人法人制度】

「資格者法人制度（弁護士法人制度を除く）は、複数の社員が共同して、業務を分業し、専門化することで利用者に対する質の高い多様なサービスの提供を可能とすること、担当者が疾病や事故により業務を行うことが困難になった状況などにおいて、他の社員が代わって業務を行うことで安定的なサービスの提供できるようにすることを主たる目的」と整理し、二人以上の社員で設立することが制度導入の趣旨にかなうとしている。

また、一人法人の場合、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、②専門化・高度化する顧客ニーズに対応できないこと、③賠償責任能力の強化につながらない等のデメリットも指摘している。

一方で、①事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、廃業する場合に業務の引継が容易になること、②将来的に複数社員法人や合併による大規模化促進が可能となること、③法人化により信用力が増し資金調達が容易になる等のメリットを示しています。

このように、両論併記をした上で、士業団体として一人法人制度の導入を要望した「司法書士」「土地家屋調査士」「行政書士」「社会保険労務士」の 4 士業について一人法人制度を創設すべきであるとする結論を明記した。

【無限連帯責任の見直し】

社員全員に無限連帯責任が課されていることが資格者事務所の法人化・大規模化が進まない原因であるとして、「これは、業務が専門化、複雑化する中で、資格者法人の大規模化や業務の総合化を進めようとしても、社員の無限連帯責任制度の下では、自ら直接関与せず認識もない他の社員に起因する業務上の責任を連帯して負わされることへの懸念から生ずるものと考えられる。」と指摘している。

そして、弁護士法人・特許業務法人・監査法人が指定社員無限連帯責任制度を導入していることを示して、他の資格者法人について無限連帯責任制の見直しを促している。

一方で、有限責任を認めた場合には、賠償責任能力の強化につながらないため、資格者法人制度設立の趣旨に反するうえ、顧客保護の観点から問題があるとの指摘もしている。

この論点についても、士業団体として無限連帯責任制度の見直しを要望した「司法書士」「行政書士」「社会保険労務士」の 3 士業について有限責任制の導入を図るとする結論を明記した。

【社員資格の拡大】

「資格者法人の社員資格を資格者以外に拡大することにより、資格者法人への出資の可能性を拡げ経営基盤の拡充を図ることが可能になるとともに、各資格者法人が大規模化を図ったり、他士業の資格者と共同で多様なサービスを総合的に提供するワンストップ業務等を展開する場合も想定される。」と記述し、国民の良質で多様なサービスを提供する観点から有意義であるとしている。

一方で、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、②専門化・高度化する総合的な顧客ニーズに対応できないこと、③無資格者による違法な業務が行われる等のデメリットも示している。

この論点については、制度改革を要望した士業団体がなかったためか、「メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。」という表現にとどまっている。

●税理士法人の設立要件について

日税連は、昨年 7 月に「中間とりまとめ」が公表されて以来、規制改革対策特別委員会を中心として、税理士法人の設立要件緩和の是非について検討を進めてきた。

一方、制度部は、会長諮問を受けて、「税理士法改正要望項目」(タタキ台)のとりまとめのための検討を進めていた。

税理士法人の設立要件の変更は、税理士法改正における重要な論点であることから、規制改革対策特別委員会と制度部は、正副部長委員長会議を行う等、常に連携を取って議論を進めてきた。

この課題は、次期税理士法改正における論点としてどのように取りまとめられるかによるのであるが、基本的には、平成 13 年改正に創設されたときの「税理士法人」の立法趣旨を尊重することを重視し、規制改革会議のヒアリング等に望んできた。

この結果、今般の閣議決定は、財務省に対して、税理士法人の設立要件を緩和すべきという措置事項は盛り込まれていない。

したがって、本年度において、直ちに税理士法人の設立要件を変更するための法改正が行われることはないが、今後、次期の税理士法改正を検討する機会には、この間の議論を踏まえて再検討されることになろう。

以上